

9月11日は投票所へ行こう！ あなたの投票所はここです

投票時間は、午前7時から午後8時まで

投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏原田、上野、若菜
4	広根公会堂	広根、鏡山、猪瀬
5	横並自治会館	横並
6	堀津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木瀬生
7	六瀬コミュニティセンター 鶴いの部屋	初瀬、林田、恒尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぼば教室(1階)	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会所	柏原
10	猪名川自治会館	差羽、肝川、猪名川台
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金
14	つつじが丘自治会館	つつじが丘



明るい選挙
イメージキャラクター
「選挙のめいすいくん」

郵便等による不在者投票制度について

郵便等による不在者投票制度とは、身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

■郵便等による不在者投票のできる人 介護保険の被保険者証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、下表に当てはまり、自筆による投票が可能な人は郵便等による不在者投票をすることができます。

■代理記載制度 自筆での投票ができない人は、代理人による記載ができます。

上記の障害等に当てはまることに加えて身体障害者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が1級」または戦傷病者手帳に「上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症」と記載されている人は、事前に届け出を行った代理人の記載により投票することができます。

■郵便等投票証明書の申請・代理記載人の届出 郵便等による不在者投票制度をご利用いただくには、あらかじめ郵便等投票証明書の発行を受ける必要があります。申請書に必要事項を記入し、障害または要介護の程度を証明するものとあわせて、選挙管理委員会に提出してください。また、代理記載の方法による投票を行うには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ届出が必要です。これらの制度を希望される方は、お早めに手続きをしてください。

障害・要介護を証明するものおよびその部位		障害・要介護の程度
介護保険の被保険者証		要介護 5
身体障害者 手帳	両下肢・体幹・移動機能	1 級・2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸	1 級・3 級
	免疫	1 級から 3 級
戦 傷 病 者 手帳	両下肢・体幹	特別項症から第 2 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸	特別項症から第 3 項症

